

新型コロナウイルス感染症  
第22回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年9月1日

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した区貸出施設の取扱いについて

3 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した 区貸出施設の取扱いについて

### 1 基本的な考え方

令和2年5月25日に東京都をはじめ全国で緊急事態宣言が解除されて以降、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の拡大を防止しつつ、徐々に区民生活の回復を進めるため、北区では5月27日に「緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務等の考え方」（以下、「考え方」という。）を策定した。その後、区施設の取扱いについては、国や東京都における考え方を参考に、考え方を修正し、適宜緩和を進めてきたところである。

しかし、考え方の策定から3カ月が経過し、感染症を取り巻く状況も大きく変化していることから、考え方の修正により区施設の利用に関する緩和の取り扱い等を示すことについては、困難が生じている。そこで、今回、考え方のうち区貸出施設の取扱いの原則については、別途ここに定めることとする。

なお、ここでいう区貸出施設とは原則屋内施設で、北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館、元気ぶらざ（集会施設）、各区民センター、各ふれあい館、各コミュニティアリーナ、文化センター、体育館、学校施設等を指すものとする。

### 2 具体的な取り扱い

#### （1）利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5℃以上の発熱、咳・のどの痛みなどの症状がある）場合は施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離（1m以上）を確保する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、三つの密（密閉・密集・密接）を避けるとともに、来館者の制限に努める。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

#### （2）区貸出施設における活動内容の制限

- ・参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・菓子等を含む）は不可とする。
- ・カラオケ等大きな声での歌唱や、口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類するものについては不可とする。
- ・囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話

を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。

- ・北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂においての歌唱や演劇、管楽器等の演奏については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じたうえでの利用を可とする。
- ・活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き緩和を検討する。

(3) 令和2年9月2日（水）以降の施設使用料の取扱いについて

- ・これまで、感染症拡大防止に向けた施設利用の自粛や、施設利用条件の変更に伴う利用制限などを理由とし、キャンセルに伴う使用料を全額還付する対応を行ってきたところであるが、新しい日常への移行に伴い、条例など各施設の規程に沿った取り扱いとする。